

一般競争入札公告

沖縄県企業局が発注する業務用自動車の賃貸借に関する契約について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和3年1月7日

沖縄県公営企業管理者 企業局長 棚原 憲実

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 業務用自動車の賃貸借契約
- (2) 契約の内容 業務用自動車の賃貸借を行う。詳細は入札説明書及び仕様書による。
- (3) 使用の本拠地又は保管場所 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2 (沖縄県庁)
- (4) 賃貸借期間 令和3年2月1日から令和7年1月31日まで (48ヶ月)

2 一般競争入札参加資格要件

本件に係る入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 営業年数が令和2年4月1日現在において3年以上であること。
- (2) 沖縄県内に本社、支店又は営業所等を有すること。
- (3) 車両の賃貸に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。

3 一般競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号に該当すると認められる者で、その事実があった後2年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していない者
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間において、沖縄県の指名停止又は指名除外の措置を受けた者
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法の適用を受けた者を除く)
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者

4 入札参加資格の申請方法等

(1) 申請の方法

この公告による入札参加を希望する者は、次に掲げる書類を(2)に掲げる提出場所に直接提出し、入札参加資格の確認を受けるものとする。

また、提出された書類に不備等がある場合は受付期間内のみ補正することを認める。提出された書類は返却しない。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 法人にあっては、登記事項証明書(履歴事項全部証明書)

ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長の発行する身元(分)証明書

エ 財務諸表(直近の決算報告書(貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書を含むこと))

オ 過去2箇年以内において官公庁と同等規模の車両賃貸借契約実績を証する書類又は官公庁との契約がない場合は、過去2箇年以内の官公庁以外との契約で、同規模の車両賃貸借契約実績を証する書類

(2) 申請書等の入手方法は次の通りとする。なお、郵送による申請書等の配布は行わない。

ア 期間 この公告の日から令和3年1月18日まで

イ 場所 沖縄県企業局ホームページに掲載

(3) 申請書等の受付期間及び提出場所

- ア 期間 この公告の日から令和3年1月18日まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- イ 場所 沖縄県企業局 建設課 (沖縄県本庁舎12階)
〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号 098-866-2814
- ウ 提出部数 1部

5 資格審査結果の通知

資格審査結果は、令和3年1月20日(水)までに通知する。

6 資格の有効期間

この公告に基づき資格を取得した日から契約締結日までとする。

7 資格審査申請事項の変更

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届を提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 住所又は所在
- (3) 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)
- (4) 使用印鑑
- (5) 法人にあっては、資本金
- (6) 電話番号

8 資格の取消し等

- (1) 入札参加の資格を有する者が3に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
- (2) 入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

9 入札の日時及び場所

令和3年1月22日(金)午後3時 沖縄県庁 12階 第3会議室

10 入札保証金

入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則(昭和47年沖縄県規則第12号)第100条の規定により、見積もる契約金額(長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額)の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付をを免除することができる。

- (1) 保険会社との間に沖縄県企業局をを被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。
- (2) 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は、沖縄県企業局及び沖縄県、若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者がした入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札

- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- (9) 委任状を持参しない代理人が行った入札

12 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格以内の最低価格の入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある時は、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときには、これに代えて当該入札事務に関係ない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者がいない場合は直ちに再入札を行う。なお再度の入札は原則1回とする。
- (4) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

13 契約保証金

落札者は、沖縄県財務規則第101条の規定により、契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、同規則第101条第2項の各号のいずれかに該当すると認められる場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

14 その他

- (1) 本件に係る契約は「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、契約期間内において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約の全部又は一部を解除できるものとする。
- (2) 入札参加申請に係る一切の費用は、申請者の負担とする
- (3) 代理人が出席する場合は、委任状（第4号様式）を当日提出するものとする。
- (4) この一般競争入札に参加する者は、入札公告及び契約条項等を熟読の上、入札しなければならない。
この場合において、入札説明書等に疑義があるときには関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (5) 本件に係る質問については 1月18日（月）までに下記の問い合わせ先へ直接質問書を提出するか、FAXを送信すること。回答は 1月20日（水）までに沖縄県企業局ホームページの当該入札公告ページに掲載する。

15 問い合わせ先

沖縄県企業局建設課 業務班 阿波連、山川
〒900-8570
那覇市泉崎1丁目2番2号
TEL：098-866-2814
FAX：098-861-5799